
RSPO サプライチェーン認証 システム

認定機関及び認証機関用
2020

2020年2月1日RSPO理事会承認

文書名 : RSPO サプライチェーン認証システム
文書コード : RSPO-PRO-T05-002 V2 JPN
適用範囲 : 国際
文書種類 : 認証システム
承認日 : 2020年2月1日
問い合わせ先 : certification@rspo.org

目次

略語一覧.....	iv
序文	1
定義	3
認証規格	8
認定要求事項：第三者認証機関の承認と監視のためのモデル	10
RSPOサプライチェーン認証システムの認証プロセス要求事項	13
付属文書1：サプライチェーン監査報告	23
付属文書2：マルチサイト認証	25
付属文書3：グループ認証	28
付属文書4：認証書－ひな形.....	31
付属文書5：帳簿ベース主張（BC）監査プロセス要求事項.....	33

略語一覧

AB	認定機関
ACOP	年次報告書
ASA	年次査察監査
BC	帳簿ベース主張
CB	認証機関
CPO	粗パーム油
CSPK	認証された持続可能なパーム核
CSPKE	認証された持続可能なパーム核粕
CSPKO	認証された持続可能なパーム核油
CSPO	認証された持続可能なパーム油
FFB	アブラヤシ果房
IAF	国際認定フォーラム
ICS	内部統制システム
IP	同一性保持型
IS	独立小規模自作農
ISEAL	国際社会環境認定表示連合
KG	キログラム
MB	物量収支型
MLA	国際相互承認協定
MT	メトリックトン
NGO	非政府組織
P&C	原則と基準
PFAD	パーム脂肪酸
PKFAD	パーム核脂肪酸
PKO	パーム核油
RSPO	持続可能なパーム油のための円卓会議
SCCS	サプライチェーン認証規格
SG	分離型

1. 序文

「持続可能なパーム油のための円卓会議」（以下「RSPO」と称す）は、アブラヤシ生産者、加工業者、トレーダー、消費財製造業者、小売業者、銀行／投資家、環境NGOや社会NGOなど、パーム油業界の多様なセクターの利害関係者が参加する、持続可能なパーム油生産の国際規格を開発し実行する非営利の国際会員制団体です。

RSPOがその目的達成のために用いる方法には以下が含まれます：

- 持続可能なアブラヤシ生産の認証規格及び責任あるアブラヤシ生産を検証するための関連モデルの開発。「RSPO持続可能なアブラヤシ生産規格」は、一連の「原則」「基準」「指標」「ガイダンス」として提示されており、持続可能な生産慣行を実行しようとしているアブラヤシ生産者及び現地で検証にあたる認証機関が使用するものとして考案されています。
- 「RSPOサプライチェーン認証規格」の開発。本文書は、材料の流れと関連主張を含め、サプライチェーンにおけるRSPO認証アブラヤシ製品の、制御に関する要求事項を定めています。
- 「RSPOサプライチェーン認証規格」は、一連の監査可能な要求事項として提示されています。この要求事項は、パームのバリューチェーン上の団体が、RSPO認証アブラヤシ製品の制御のため実施中のシステムを明示するために用いられるものとして、設計されています。下流に位置するRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品加工業者又は使用業者は、「RSPOサプライチェーン認証規格」及び「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」の要求事項に忠実に従い、RSPO認定認証機関による第三者検証を受けている場合、RSPO認証アブラヤシ製品の使用（又は支持）を主張できます。

本文書の目的は以下の通りです：

- 全認証機関が一貫性と統制のとれた方法で業務を行えるよう、「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証が可能となる、一貫した方法論での最小限の要求事項を定める
- 「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証の交付が、長期的継続性と一貫性をもって行われることを確実に保証すべく設計された文書類を、提供する
- RSPO認証アブラヤシ製品の生産、調達及び使用に関するRSPO会員の主張が、真正であることを保証する

本文書は、認証規格を定義した「RSPOサプライチェーン認証規格」に類似しています。本文書は五年を超えない間隔で見直されるものとします。

1.1. 認証スキームの要素

認証スキームは、通常三つの主要な要素から構成されます：

- 認証規格。満たされるものとする要求事項を定めたもので、認証監査はこれに照らして行われます。RSPO生産・流通・加工過程の管理規格は「RSPOサプライチェーン認証規格」文書に詳細があります。
- 認定要求事項。認証監査及び査察監査を請け負う団体にその能力があり、信憑性と一貫性ある結果を残せることを保証するための、許可の仕組みです。RSPO認定要求事項は本文書の第4章に詳細があります。
- 認証プロセス要求事項。一連の要求事項（すなわち規格）が満たされているかどうかを定めるプロセスで、通常は認証機関により遂行されます。RSPOサプライチェーン認証プロセス要求事項は、本文書の第5章に詳細があります。

1.2. 範囲

本文書は以下に関する要求事項を定義しています：

- 監査を請け負う能力及び「RSPOサプライチェーン認証規格」への適合認証書を発行する能力があるものとして認定される認証機関（認定要求事項）
- 「RSPOサプライチェーン認証規格」の要求事項に沿った認証プロセス。

1.3. 免責

この文書の英語版と他の翻訳版との間に矛盾または不一致がある場合には、英語版が常に優先されるものとします。

2. 定義

RSPO ITプラットフォーム	<p>認証を受けた会社／事業所のライセンスと流通業者／トレーダーのライセンスが申請され、RSPO事務局により承認されるオンライン取引プラットフォーム。このシステムは、搾油工場から精製工場に至るサプライチェーン全体にわたってRSPO認証のパーム油、パーム核油、留分及びパーム脂肪酸（PFAD）、パーム核脂肪酸（PKFAD）及びパーム核粕を追跡するために使用される。対象となるサプライチェーンモデルは、物量収支型（MB）、分離型（SG）及び／又は同一性保持型（IP）。</p> <p>このITプラットフォームは、又、帳簿ベース主張型（BC）での、RSPOクレジットの取引を可能にするものである。</p>
RSPO認証の持続可能なパーム油（RSPO CSPO）	<p>FFB／パーム果実が「RSPO原則と基準」（P&C）に照らした認証を取得した農園／地所由来のものである場合に搾油工場（独立系搾油工場を含む）で生産されるパーム油。</p>
RSPO マーケットコミュニケーションと主張に関する規則	<p>RSPO認証アブラヤシ製品の使用又は支持に関連するコミュニケーションと主張の利用規則。</p>
アブラヤシ果房（FFB） アブラヤシ製品	<p>アブラヤシ農園／農場で収穫されたパーム果実の房</p> <p>果肉部分と核部分を含めアブラヤシからつくられる製品。文脈により、本文書内の「アブラヤシ製品」は（粗）パーム油、ヤシ殻、パーム核、パーム核粕、パーム核油（PKO）若しくはそこからの派生製品、パーム脂肪酸（PFAD）、パーム核脂肪酸（PKFAD）、オレイン、ステアリン、又はその他パーム油及びパーム核油の分別からの派生する製品を指すことがある。</p>
依頼人	<p>認証を目的としたシステムの監査を受ける団体。</p>
受け取り	<p>団体の制御下にある事業所（外部委託業者を含む）でのRSPO認証製品の受領。</p>
往査	<p>RSPO認定認証機関からの担当者（チーム）による、恒常的な場所にある事業所への実際の訪問</p>
加工助剤	<p>a) 製品の加工中に製品に添加されるが、最終形態で包装される前に何らかの方法で製品から取り除かれる物質。</p> <p>b) 製品の加工中に製品に添加され、製品内に普通に存在する成分に変換され、かつ自然状態の製品でみられる成分から大きく増やすことはない物質。</p> <p>c) 製品加工の技術的又は機能的効果のため製品に添加されるが、最終的な製品には僅かなレベルで存在し、その製品には技術的又は機能的効果をもたない物質。</p>
監査	<p>「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項の遵守状況に対する第三者評価。認証プロセスの一環としてRSPO認定認証機</p>

	関が実施する。
小売業者	消費者に最終製品を販売するビジネス又は人。他のビジネスに彼らのパーム由来製品を通常販売する卸売業者又はサプライヤーと対をなす。それ以上の修正が加わらない最終製品の小売業者は、サプライチェーン認証が不要である。
最終製品	最終消費者への販売に先立ち、それ以上の加工及び／又は再包装、及び／又はラベルの貼り直しが行われない製品
最終製品製造業者	消費又は何かしらの方法で最終使用されるために考案され意図された製品の製造に、アブラヤシ製品を用いる製造業者／加工業者。製品の再包装や加工は、それ以降は行われない。例えば、独自ブランド製品を自社で製造している小売業者、消費財製造業者、バイオ燃料生産者、飼料製品製造業者。最終製品の卸売業者や流通業者は、製品に変更が一切追加して行われない場合、サプライチェーン認証は不要。
再認証監査	認証の有効期限に先立ち五年ごとに実施される延長査察監査。
再ラベル	RSPO認証材の本来のラベルに施されるあらゆる変更。
事業所	地理的境界があり、ある団体組織の管理の下に定義された活動が遂行されうる場所。
サプライチェーン	農業原材料が第一次生産者から最終製品の製造業者に渡されるまでの一連の工程／手順（すなわちパーム油の栽培、パーム油の搾油、貯蔵、輸送、精製、製造、最終製品等）
サプライチェーングループ認証	パームサプライチェーンでは別個の法人として活動するが、内部統制システム（ICS）に従い、グループ管理法人主体の指導の下及びグループ責任者の指示の下で、グループ構造の規則を遵守することに合意した団体用選択肢の一つ。
サプライチェーン認証システム	全ての認証機関が一貫性のある管理された方法で業務を行えるよう、SCC規格の要求事項に照らして認証を行えるようにするための一貫性のある方法論について、最低限の要求事項を定義する文書。
サプライチェーンライセンス	認証保有者が五年間の認証有効期間内に監査を通過した時に、RSPO ITプラットフォームで認定CBから年次で申請されるもの。RSPO事務局の承認が下り次第、サプライチェーンライセンスにより認証保有者は取引の実行と取引の記録が許されることとなる。サプライチェーンライセンスの有効期間は一年で、監査通過の都度更新する必要がある。RSPO製品は有効なサプライチェーンライセンスが無ければRSPO認証製品として取引できない。
サプライヤー（又は販売者）	サプライチェーンの手前にいる商業主体。バイヤー（又は顧客）はサプライチェーンの次の商業主体。
持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）	世界のパーム油生産と使用の持続可能性を改善するために活動している非営利の国際会員制組織
主張	認証された持続可能なアブラヤシ製品が使用されていることに関する、あらゆるコミュニケーション（パッケージ、ウェブサイト、販売資料、製品仕様書、ACOP報告書など）。コミュニケーションの対象となる利害関係者や方式は問わない。

初回認証監査	RSPO サプライチェーン認証規格要求事項に適合しているか決定する、認定認証機関がある団体に対し実行する最初の認証活動
所有者	物品／工場／建物等の実際の所有権を有する人又は主体。
申請者	認証を希望又は保有している団体
精製工場	油脂及び油をより価値の高い油脂及び油に加工する生産事業所。
粗パーム油（CPO）	搾油工場でアブラヤシ果房（FFB）から製造される第一段階のパーム油
粗パーム油搾油工場（CPO Mill）	特定の農園と法的関係を有する搾油工場。親会社又は兄弟会社経由も含まれる。
帳簿ベース主張（BC）	<p>サプライチェーン上のRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品の生産をRSPOクレジットの販売を通じて支援するモデル。</p> <p>1 RSPOクレジットはRSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品1トンを表す。オレオケミカルに関しては、「RSPOオレオケミカル及びその派生物に関する規則」を用いるものとする。（サプライチェーン認証規格付属文書6参照）</p>
同一性保持型（IP）	同一性保持型（IP）サプライチェーンモデルは、最終使用者に届けられたRSPO認証アブラヤシ製品の身元が、RSPO認証の搾油工場一か所とその搾油工場の認証供給元に一意に特定できることを、確実に保証する
独立系搾油工場	いかなる特定の農園にも属せず、法的関係性も持たずに操業している搾油工場。親会社や兄弟会社を通じた関係もない。
トレーダー	<p>RSPO認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、アブラヤシ製品と、派生物の法的所有権を有し、及び／又はアブラヤシ製品実物の取り扱いを伴わない先物の売買を行う者。RSPO認証製品を販売する際、トレーダーは、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達しなければならない。</p> <p>この定義に合致しないトレーダーは、サプライチェーン認証を保有している必要がある。</p>
トレーダーのライセンス	<p>RSPO ITプラットフォームでトレーダーから年次で申請され、トレーダーによるRSPO認証製品の取引及び／又は主張を許可するもの。RSPO認証製品を販売する際、ライセンスを取得したトレーダーは、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達しなければならない。</p> <p>RSPOウェブサイトの「トレーダーズライセンスガイドライン」を参照：https://www.rspo.org</p>
内部監査	団体が、管理システムが適切に実行されていることを保証し、実行された管理システムの有効性を判断するために独立して体系的に行い、文書化されたプロセス。
内部統制システム（ICS）	手順と工程の文書化された一式で、マルチサイト認証又はグループ認証についてサプライチェーン認証システムの運用方

法を定義するもの。ICSはSCCシステムに責任を負い、これを中央管理する。

認証機関 (CB)	「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らして認証監査を行う、RSPO用認定機関から認定された第三者機関。
認証書	ある団体が「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項を遵守している時に、RSPO認定認証機関から発行される文書。認証書は五年間有効で、監査を通過した場合にRSPO IT取引プラットフォーム上でライセンスを年次申請する手段を提供する。認証書は、RSPO ITプラットフォームでライセンスがアクティブな場合に限り有効である。
認証単位	RSPO認証アブラヤシ製品の法的所有権を有し、物理的に取り扱っている（貯蔵タンクへの受領を含む）全業者はRSPOサプライチェーン認証を受ける必要がある。本要求事項は、最終製品製造業者に至るまで、また最終製品製造業者を含め、適用される。
認証範囲	その団体組織のサプライチェーン認証で対象となる活動
認定機関 (AB)	RSPO 認証機関をISO/IEC Guide 17065の要求事項に照らして監査する責任を負う団体。当該団体は「国際認定フォーラム (IAF)」若しくは「国際相互承認協定 (MLA)」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合 (ISEAL)」の正会員であるものとする。
年間総量	RSPO認証アブラヤシ製品中に含有されているパーム油／パーム核油推計量（カテゴリーは分ける）。この記録は、十二か月間の購入総量（投入）と主張総量（産出）から構成されるものとする。
年次査察	認証サイクルを通じてRSPOサプライチェーン認証規格への継続的合致が維持されていることの確認を目的とした、認証機関が認証を受けた団体に対し実施する年次監査
パーム核	パーム果実の種子であるアブラヤシ製品。
パーム核油 (PKO)	パーム核の圧搾により生産されるアブラヤシ製品。
バイヤー	サプライチェーン上の次の商業主体。サプライヤー（又は販売者）がサプライチェーン上の手前の商業主体となる。
発送	ある団体から他の団体への製品の物理的移転
非認証搾油工場	RSPO認定認証機関から認証を受けていない搾油工場
微量使用者	年間1000kg未満のごく少量のパーム油を使用している団体
フードサービス会社	その場で直ちに消費される、又は持ち帰り用のあらゆる種類の食事及び／又は軽食を提供する一つ又は複数の施設。このカテゴリーには、フルサービスのレストラン、ファーストフード店、ケータリング業者、カフェテリアなど消費者や公衆向けに食品を調理、提供、販売する場所が含まれる。また、リテールベーカリー、スーパーマーケット内で半焼成パンを焼くベーカリー、組織向けに配達を行うフードサービス会社も含まれる。

物理的取り扱い	受領、貯蔵及び発送といった活動、又は製品が物理的変化、再包装又はラベルの貼り替えを受けるところの活動。
物量収支型 (MB)	認証を受けた主張が、あるアブラヤシ製品から他の製品へ移転することを可能とするサプライチェーンモデル。この移転は、RSPO サプライチェーン認証規格モジュールCに規定の通り、物理的ブレンドあるいは管理上で行われる。
分離型 (SG)	分離型 (SG) サプライチェーンモデルは、最終使用者のもとに届けられたRSPO認証アブラヤシ製品が、RSPO供給源からのみ来ていることを確実に保証する。(同一性保持型製品を混ぜたもの)
法的所有者	アブラヤシ又はその派生物を含有する物理的製品の法的所有権を有する人又は主体
マルチサイト認証	ICSの役割を持つ定義された本部と法律上又は契約上の繋がりがあある事業者グループ向け認証選択肢。このような事業所は、最低二か所の事業者から構成されるものとし、ICS (本部) により管理される精製工場、核油圧搾工場又は加工工場等のグループで構成しうる。
リモート監査	認定CBが実際に現場に向かう必要なく情報収集を行う監査プロセス。
流通業者	RSPO認証アブラヤシ製品のサプライチェーン参加者で、法的所有権を有し、製品の保管と顧客に対する販売を行うが、いかなる段階においてもこれら製品の開梱、再包装又はラベルの貼り替えをしない者。流通業者は、最終製品にいかなる変更を加えることなく物理的に製品を取り扱うことが認められており、従ってサプライチェーン認証は不要である。 この定義に合致しない流通業者は、サプライチェーン認証を保有している必要がある。例えば、港湾ターミナルからバルクパーム油を輸送する業者やその他のバルク (未包装) パーム油販売業者は、RSPO SCC認証を取得する必要がある。
流通業者ライセンス	RSPO ITプラットフォームで流通業者から年次で申請され、流通業者によるRSPO認証製品の取引及び／又は主張を許可するもの。RSPO認証製品を販売する際、ライセンスを取得した流通業者は、製品製造業者の認証番号及びあてはまるサプライチェーンモデルを伝達しなければならない。

3. 認証規格

RSPO認証規格は以下の通りです。

3.1. アブラヤシ製品の持続可能な生産

3.1.1 持続可能なアブラヤシ製品の生産は、合法で、採算に合い、環境面で適切で、社会に便益をもたらす経営と操業から成り立つものです。この生産は、「持続可能なパーム油生産に関するRSPO原則と基準」とそれに付随する指標とガイダンスを適用することで、もたらされます。これは「*持続可能なパーム油生産に関するRSPO原則と基準指標とガイダンス付き*」文書（www.rspo.orgに掲載）（以下、まとめて「RSPO原則と基準」又は「RSPO P&C」とする）に詳述の通りです。

アブラヤシの管理に、RSPO原則と基準の全てが適用されます。アブラヤシ農園とそれに付随する搾油工場に、全ての関連するRSPO原則と基準が適用されます。独立系搾油工場は「RSPOサプライチェーン認証規格」の要求事項に照らして認証されるものとします。

3.1.2 利用可能な場合は、国際的な指標とガイダンスの国別解釈に従うものとします。公式解釈であると主張するあらゆる国別の指標とガイダンスの、特に現地の法的文脈における品質を全体的に管理するため、国別解釈はRSPO理事会（BoG）から承認又は認知されるものとします。

3.2. 持続可能なアブラヤシ製品のためのサプライチェーン要求事項

3.2.1 アブラヤシ製品は、アブラヤシ農園と最終製品の間で生産と物流の数多くの段階を経ていることがあります。アブラヤシ製品のあらゆる個別バッチが、「RSPOサプライチェーン認証規格」で定義された四つのサプライチェーンモデルの内の一つを通じて取引可能です。これらのモデルは以下のとおりです。

- 同一性保持型（IP）
- 分離型（SG）
- 物量収支型（MB）
- 帳簿ベース主張型（BC）

3.2.2 上記の上から三つのモデル、すなわち同一性保持型（IP）、分離型（SG）及び物量収支型（MB）では、搾油工場から認証最終製品に至るまでのサプライチェーン制御が要求されます。

生産者以外で十二か月間にわたり500RSPOクレジット以上を主張する、帳簿ベース主張型（BC）モデルの利用者は、本文書の付属文書5「帳簿ベース主張監査プロセス要求事項」で掲げられている、RSPO帳簿ベース主張（BC）モデルの利用に関する規則を遵守していることを示す必要があります。

本文書は「RSPOサプライチェーン認証規格」に照らして評価する認証要求事項を詳述しています。

4. 認定要求事項：第三者認証機関の承認と監視のためのモデル

4.1. 認定概説

4.1.1 「RSPOサプライチェーン認証規格」に照らした認証監査サービスの提供を希望するあらゆる認証機関（CB）は、RSPOの代理として業務を行う認定機関（AB）による認定を受けるものとします。個人がCBの認定を受けることはできません。

4.1.2 RSPO SCC用CB認定は、「RSPOサプライチェーン認証システム文書」を参照するものとします。

4.1.3 RSPOは、「RSPO原則と基準」に照らした認証の認定を受けた全CBが、監査チームメンバーの一人がSCC主任監査員研修コースに合格していることを前提として、「RSPOサプライチェーン規格」のCPO搾油工場にのみ適用される要求事項に照らしたサプライチェーン監査も請け負える条項を設けました。

固定した供給元を持たず、従ってP&C監査の一部に含まれない独立系搾油工場には、これは適用されません。独立系搾油工場は、サプライチェーン規格に照らした監査を受けるとし、サプライチェーン認証書が必要です。このような場合、SCC規格に照らした認証を認定されているCBが、サプライチェーン監査を実施するものとします。独立系及び統合型パーム核圧搾工場は、P&C認証ユニットの一部とはならず、SCC認定CBによる単独のSCC規格認証が要請されるものとします。パーム核圧搾プラントはP&C認証の一部とはならず、SCC認定CBによる単独のサプライチェーン監査と認証書が必要なものとします。

4.1.4 RSPO事務局及びABの双方は、認定認証機関一覧表をそれぞれのウェブサイトで公表します。

4.2. 認定機関（AB）要求事項

- 4.2.1 あらゆる認定機関は、「ISO/IEC 17011適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項」の最新改訂版の要求事項に従って業務を行うものとします。これは「国際認定フォーラム（IAF）」若しくは「国際相互承認協定（MLA）」の署名機関、又は「国際社会環境認定表示連合（ISEAL）」の正会員であることにより明示されるものとします。
- 4.2.2 ABは、CBの認定状況の決定に責任を負うものとします。ここには認定申請、承諾、停止、取り消し、打ち切り、認証範囲の拡大と縮小が含まれます。
- 4.2.3 ABの文書化されたシステム及び手続きには、RSPO固有の要求事項に関するCBの能力と実施状況を、毎年監視し見直すことが含まれるものとします。
- 4.2.4 ABは、文書化されたシステムと手続きに従ってその認定プロセスを実行することを要求されます。これらシステムと手続きは、「ISO/IEC 17065:適合性評価－製品、プロセス及びサービスを認証する機関に対する要求事項」、並びに本文書第5章に詳述のRSPO固有の要求事項の意図と要求事項に整合したやり方で、認定されたRSPO CBが業務を行っていることを保証するために設計されたものとします。
- 4.2.5 ABの文書化されたシステムと手続きには、ある認定CBから別のCBにある団体の認証を移転させることに関する要求事項が含まれるものとします。この要求事項は、「IAF/MD2:2017 認定されたマネジメントシステム認証の移転についてのIAF必須文書」と整合するものであり、また本文書5.4項に記載の通りです。
- 4.2.6 ABの規定システム及び手続き並びにあらゆる追加的RSPO要求事項に関するABの業務能力評価は、RSPO事務局により半年ごとに実施されます。
- 4.2.7 認定機関は、利害相反回避に関する書面による方針と手続きを保管し実施するものとします。
- 4.2.8 ABには、認証機関（CB）の業務能力と意思決定を主に扱う、係争処理部があります。
- 4.2.9 CBの能力、プロセス、認定監査の結果、又は実施に関し、RSPO利害関係者からCBへの異議が寄せられた場合、RSPOは、ABにRSPO事務局へ通知することを要求します。ABは、異議を最新のISO/IEC 17011改訂版に従って取り扱うものとします。認定機関が、その所定の時間枠内で異議の解消が出来なかった場合、RSPO事務局に知らせるものとします。

4.3. 認定の停止、取り消し、打ち切り

- 4.3.1 ABには、CBの認定の停止、取り消し又は打ち切りに関する所定の文書化された手続きがあるものとします。
- 4.3.2 ABは、いかなるCBについても、認定の停止、取り消し又は打ち切りを24時間以内にRSPO事務局に知らせるものとします。RSPO事務局は、RSPOウェブサイト上のお知らせを通じて二日以内にRSPO会員に通知します。停止処分となったCBは、ABの勧告に応じて限られた種類の監査の実施のみ許されます。CBは、自身のすべてのRSPO顧客に対し、停止の地位にあることを通知するものとします。合意された期間内に停止処分が解除されなければ、CBの認定は打ち切られるものとします。打ち切り処分となったCBは、打

ち切り日以降、RSPOのスキームにおけるいかなる監査も行うことは認められません。

- 4.3.3 CBの認定が停止、取り消し、打ち切りとなった場合、当該CBが発行した認証書は全て次回査察日まで有効です。企業の次回査察日まで四か月を切っている時にCBの認定の停止、取り消し又は打ち切りが発生した場合、当該企業にRSPOから認証書期限の三か月延長が与えられます。CBは、地位変更の十四日以内に自社が担当するRSPO認証書所持者にその旨通知するものとし、他の認定CBへの認証移転に関するAB及びRSPOの要求事項を遵守するものとし、取り消し、打ち切り又は停止日以前に監査が実施されたが認証プロセスが完了していない場合には、RSPO事務局がABと共にプロセスの継続について意思決定を下すこととなります。

4.4. 認証機関用認定要求事項

- 4.4.1 CBは、その組織、システム、及び「RSPOサプライチェーン認証システム」の意図と要求事項に照らした監査実施手順の、全ての側面が、文書化された管理システムに取り入れられていること、及び、本文書第5章に詳細があるRSPO特有の要求事項の条項に適合していることの明示が求められます。
- 4.4.2 CBは、その組織、システム、及び「RSPOサプライチェーン認証システム」の意図と要求事項に照らした監査実施手順の、全ての側面が、「最新のISO/IEC17065改訂版の関連条項に適合していることの明示が求められます。
- 4.4.3 CBは、認定の決定に係る認定機関の要求事項を、遵守するものとし、

5. RSPOサプライチェーン認証システムの認証プロセス要求事項

本章は、「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証を求めている事業所に対し、認証機関（CB）が監査を実施する際に従うものとする、監査プロセスを規定しています。

5.1. 監査チームの特定能力

5.1.1 「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした監査業務に、認定されたCBの名で関与している、ありとあらゆる人、下請け業者又はその他主体（例えば、正社員及び自由契約の監査人、専門家、コンサルタント等）が、あてはまるプロセス、手順及び文書に精通し、「RSPOサプライチェーン認証システム」全体の要求事項を遵守することを保証するため、認定されたCBは、法的段取りを含め、全条項を実施するものとします。

5.1.2 「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証監査用監査手順は、CBが「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項のすべてに対処するに十分なサプライチェーン専門知識を明らかに有していることを、義務付けるものとします。

5.1.3 サプライチェーン規格を監査する監査チームのすべてのメンバーは、主任監査員の地位にあるものとします。主任監査員は、以下を明示するものとします：

- a) 認証プロセスに関連し、かつ認証プロセスに必要な、同様のサプライチェーンにおける三年以上の現地調査経験、又は同等の経験。現地調査経験とは、パーム油セクターの監査における直接的な実務経験または実地経験をいう。
- b) 国際的に認められたISO 9001主任監査員コースを修了。
- c) RSPO公認サプライチェーン主任監査員コース及び三年ごとの再教育コース修了。
- d) 依頼人及び依頼人に関連する利害関係者グループとの、口頭及び書面でのコミュニケーションに適した言語力。これについては、翻訳者による補助を受けることができる。
- e) 5.1.4の主任監査員研修を修了し、CBの管理者により主任監査員に適格と評価される。

5.1.4 CBの主任監査員資格取得プロセスには、主任監査員研修生が、資格のある主任監査員の指示と指導のもと、異なる団体で3種類のRSPO SC監査（すなわち、最初の認証調査と査察監査、又は最初の認証調査と認証更新監査の組み合わせ）に参加するとの要求事項が含まれるものとします。主任監査員研修生の成績は、現場で評価されるものとします。主任監査員研修は、監査日数には考慮されないものとします。

- 5.1.5 CBは、認可された主任監査員（フリーランスを含む）全員を、資格情報及び能力の詳細とともにABに登録するものとします。
- 5.1.6 CBは、少なくとも三年に一度の立ち合い評価で、各主任監査員の成績を評価するものとします。
- 5.1.7 主任監査員は公平であるものとし、いかなる団体に対しても有利な待遇を示さないものとします。

5.2. 認証単位

- 5.2.1 「RSPOサプライチェーン認証規格」の「生産・流通・加工過程の管理一般要求事項」は、法的所有権を有し、外部委託業者を含め自組織の制御下にある場所で、RSPO認証アブラヤシ製品を物理的に取り扱っている、サプライチェーン上のあらゆる団体組織に適用されるものとします。最終製品製造業者以降は、さらなる認証要求事項はありません。
- 5.2.2 認証を求めているいかなる事業所も、最初の認証審査が実施できる少なくとも三か月前には操業状態にあるものとします。
- 5.2.3 サプライチェーン認証は事業所単位で行われるものとします。マルチサイト認証（付属文書2）又はグループ認証（付属文書3）は、特定の要求事項の下で可能です。
- 5.2.4 外部委託業者は、製品の物理的変換がある場合、又は、認証品と非認証品の交雑に至る無制御、非意図的もしくは偶発的交差汚染リスクがある場合、高リスクとみなされるものとします。

5.3. 監査プロセス要求事項依

依頼人の申請と契約

- 5.3.1 CBは、RSPO要求事項に照らした認証を求めている又は保有しているあらゆる団体に、RSPOサプライチェーン認証と「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に関わる必要な情報が提供されることを、保証するものとします。見込み依頼人がRSPOに関し更に質問がある場合は、その質問はRSPO事務局に向けるものとします。
- 5.3.2 CBは、いかなるサービス提供であれ、サービスを提供する前に、RSPOサプライチェーン規格に照らした認証を求めている又は保有している団体と、認証サービス契約書を締結し、あらゆる合意のあらゆる記録を保管するものとします。

5.3.3 契約書は以下を明記するものとします。

- a. 監査の範囲、期間及び監査に関連する費用;
- b. 以下を含むCBと依頼人の契約上の権利と義務：
 - i. 依頼人が、意思決定を含めCBの評価プロセスに関して異議を唱える権利；
 - ii. CB及びABの代表者が、認証保有者の建物に立ち入り、CBまたはそのABが必要とみなす文書及び記録を閲覧する権利；
 - iii. CBが（申立てにより）抜き打ち査察を行う権利；
 - iv. ABが立ち合い評価、コンプライアンス評価、抜き打ち評価、又はその他の特別な緊急通知による評価を行う権利。

注：「抜き打ち査察／評価」とは、例えば、認証を受けた団体に対し発行された認証の完全性に対する申立て、又はかかる完全性に関して特定された潜在リスクなどに対応して行われる追加査察であり、これについてCB又はABは、認証を受けた団体に対し査察日を通告しません。

RSPOは、抜き打ち査察の実施には法律及び計画実施上の課題があると考えられることを認識しています。このため、法律又は計画実施上の課題に関して求められる実際的な取り決めに従い、CB又はABは、少なくとも三営業日前に、認証を受けた団体に対し監査について通知するものとします。

監査を行う監査チームは、前回の認証を行った監査チームとは別のチームとします。

- c. 秘密保持条項及び利害宣言

監査計画

- 5.3.4 CBは、最新のISO/IEC17065改訂版に定義されたガイドラインと整合する往査を計画するものとします。
- 5.3.5 CBは、可能かつ適切な場合は、RSPOサプライチェーン監査を他の往査（食品安全、品質等）と同時に行い、兼ね備えても構いません。
- 5.3.6 認証機関は、他のRSPO認定CBにより「RSPOサプライチェーン認証システム」下で以前に発行された認証書を、認めるものとします。
- 5.3.7 単独のフードサービス会社の監査の場合、監査には、最初の認証のための往査、査察監査及び認証更新査察が含まれるものとします。フードサービス会社が使用するアブラヤシ製品が年間1000kg未満の場合、査察監査をCBによるリモート監査に代えることがで

きます。フードサービス会社のマルチサイト認証及びグループ認証の監査については、本文書の付属文書2及び付属文書3を参照してください。

認証監査

5.3.8 監査は、初回会議から開始するものとします。初回会議では、CBが、認証申請者に認証プロセスについて通知し、監査用諸設備に同意し、すべての関連文書の入手及び現場事業所への出入りと従業員への接近の権利を確認し、秘密保持と利害相反を説明し、最終会議の日程について同意するものとします。

5.3.9 CBは、全要素が「RSPOサプライチェーン認証規格」の要求事項を完全に満たしていることを保証するため、申請者の管理文書を再点検するものとします。当該認証機関は、認証を求めている又は保有している団体に対してのあらゆる争点又は懸念領域を、明瞭にするものとします。

5.3.10 認証監査は、認証を求めている又は保有している団体の、あらゆる文書化された方針と手順を含め、組織システム、経営システム及び運営システムが、「RSPOサプライチェーン認証規格」の意図と要求事項を満たすのに十分であり、また適切に実施されているかどうか、再点検するものとします。

認証を求めている団体が、独立した第三者に業務を外注している場合、当該委託業者の監査の必要性を決定するためCBによるリスク査定が行われるものとします。外注した契約業者がRSPO認証を保有していれば、その場合追加監査は不要です。

5.3.11 CBは、認証を求めている又は保有している団体が従事させている下請け業者によるすべての（RSPO SCC規格に明記されている）外注業務が、「RSPOサプライチェーン認証規格」の意図と要求事項を遵守しているか、検証するものとします。

5.3.12 認証監査は、認証されたアブラヤシ製品の受領、加工及び供給に関するRSPOサプライチェーン関連記録を再点検するものとします。CBは、前回監査以降の取引記録を検証するための抜き取り調査の方法を定義するものとします。

5.3.13 認証監査の終わりにあたり、CBは、依頼人の代表者との最終会議を開催するものとします。最終会議の間に、CBは以下を保証するものとします：

- a. 依頼人が自らのRSPOサプライチェーン認証について書面による確認を受領し、認証書と有効なライセンスを授与されるまでは、依頼人は認証されてはならず、認証に関するいかなる主張もできないことを、依頼人に知らせる。
- b. 依頼人は、否定的な認証決定に繋がらうる、又は認証の決定が下される前に完了すべきさらなる措置が要求される、あらゆる不適格事項を含め、監査チームの発見事項の説明を受ける。
- c. RSPOサプライチェーン認証に関して発せられる不適格事項は、全て重大に分類されるものとする。

- d. 最終会議の以下を含めた詳細記録が編集される：
 - i. 初回及び最終会議参加者一覧；
 - ii. 認証を求めている又は保有している団体に提供された文書又は情報；
 - iii. 監査チームの発見事項の書面による記録。認証を求めている又は保有している団体の上級経営責任者が承認するものとする。
 - iv. CBの正式に任命された代表者による意思決定の書面による記録
- e. 最終会議後は、追加的発見事項はCBから一切交付されないものとします。

マルチサイト及びグループ認証

- 5.3.14 マルチサイト及びグループ認証は、ある条件下で許可されています。マルチサイト認証監査を行う場合は、付属文書2の全規則が適用されます。グループ認証監査を行う場合は、付属文書3の全規則が適用されます。
- 5.3.15 マルチサイト又はグループの認証監査を行う時、依頼人の制御下にある全事業所が「RSPOサプライチェーン認証規格」及びその意図にかなうことを保証するのに適切な経営システムであるか、CBは決定するものとします。マルチサイト又はグループ認証は、以下の場合のみ授与されるものとします：
- a. 依頼人の経営システム管理下にある全事業所の「RSPOサプライチェーン認証規格」遵守を依頼人の経営システムが保証することを、経営システムとして明示している；及び
 - b. 「RSPOサプライチェーン認証規格」遵守は、監査サンプルに含まれるすべての事業所で定められている。

結果

- 5.3.16 CB又は監査人は、「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした監査プロセスについての監査報告書を、準備するものとします。（報告内容の最低限の要求事項については付属文書1を参照）
- 5.3.17 全ての不適合事項は、CBにより認証が授与される前に、CBの納得がいくまで団体により対処されるものとします。不適合事項が最初の認証審査から三か月以内に満足に対処されない場合は、全面再監査が要求されるものとします。CBは、不適合事項の終了前に取られた是正措置及び／又は予防措置の有効性を、評価するものとします。
- 5.3.18 認証された依頼人の行為又は不作為から、サプライチェーンの明らかな断絶があり、アブラヤシ製品がRSPO認証製品として不当に識別された状態で、出荷された又は出荷予定であることが、客観的証拠により判明した場合、CBは直ちに行動をとるものとし、RSPOサプライチェーン認証は状況への対処が取られるまで一時停止されるものとし

す。認証一時停止決定から二十四時間以内に、CBはRSPO事務局に通知することが要求されます。

- 5.3.19 監査時に不適合事項が全く見られない場合、又は是正措置計画により指摘された不適合事項への満足いく対処がなされた場合、（再）認証が依頼人に推奨されるものとします。
- 5.3.20 認証が、有効な是正措置の欠落又は不満足な是正措置等を根拠として、一時停止又は打ち切られた場合、当該事業所は、認証製品のあらゆる主張を取り消し又は停止日以降取りやめるものとし、彼らのサプライチェーン顧客に三営業日以内に通知するものとします。
- 5.3.21 CBは、最後の不適合事項が決着してから十四日以内に、又は監査で不適合事項がなかった場合には最終会議から十四日以内に、RSPO事務局に監査報告書を送付するものとします。

授与された認証

- 5.3.22 CBは、認証書ひな形（本文書付属書4）に従ってサプライチェーン認証書を準備し、本文書付属書1に従って「サプライチェーン監査報告書」を作成するものとします。
- 5.3.23 認証書は、監査を通過した事業所に対し発行されるものとします。
- 5.3.24 CBは、団体に認証書を交付次第、RSPO ITプラットフォームへサプライチェーン認証書の写し及び「サプライチェーン監査報告書」をアップロードしライセンスを申請することで、RSPO事務局にこれらを送るものとします。
- 5.3.25 RSPO事務局は、RSPOウェブサイトでサプライチェーン認証書を入手可能なものにします。RSPOのウェブサイトwww.rspo.orgを参照してください。
- 5.3.26 サプライチェーン認証書の有効期間は、年次査察を伴う五年間とします。認証書が有効になるのは、RSPO ITプラットフォームでサプライチェーンのライセンスがアクティブになってからです。

査察／再認証監査

- 5.3.27 CBは、最初の査察監査を認証書発行日から十二か月以内に実施するものとします。ただし、認証書発行日から八か月经過するまでは行わないものとします。それ以降の年次査察監査は、ライセンス満了日から十二か月以内に実施されるものとしますが、満了日から八か月经過するまでは行わないものとします。
- 5.3.28 三か月を上限とした延長申請がRSPO事務局により認められる場合があります。申請はライセンスの有効期限内に行う必要があります。I査察監査が要請されている時間枠内に実施されない場合、CB自身の行為に起因するものでない限り、CBは、査察監査が行われ認証の決定がRSPO事務局により承認されるまで認証が一時停止されることを、当該団体及びRSPO事務局に通告するものとします。その後査察監査は、停止日から六か

月以内に実施されるものとします。それが行われなければ、最初の認証審査を実施するものとします。

- 5.3.29 査察監査は、認証を保有している団体の、あらゆる文書化された方針と手順を含め、組織システム、経営システム及び運営システムが、「RSPOサプライチェーン認証規格」の意図と要求事項を満たすのに十分であり、また適切に実施されているかどうか、再点検するものとします。

認証を保有している事業者が、独立した第三者に業務を外注している場合、当該委託業者の監査の必要性を決定するためCBによるリスク査定が行われるものとします。外注した契約業者がRSPO認証を保有している場合は、追加監査は不要です。

- 5.3.30 査察監査は、認証されたアブラヤシ製品の受領、加工及び供給に関するRSPOサプライチェーン関連記録を再点検するものとします。これらの記録は前回監査の日付まで遡って再点検するものとします。

- 5.3.31 認証された団体の不適合性が認証後に指摘されることは深刻な事態であり、「RSPOサプライチェーン認証規格」の完全性が危機に立たされます。認証された団体には、不適合事項への満足いく対処を取る期間として、最大で一か月が与えられます。CBは、取られた是正措置及び／又は予防措置の有効性を、提案された是正措置の提出から十四日以内に評価するものとします。不適合事項が最大一か月プラス十四日の時間枠内に満足に対処されない場合、認証書は一時停止され、続いて監査最終日から三か月を超えない、CBと顧客との間で設定した合意済みの時間枠内に不適合事項が対処されなければ、認証書は取り消されます。この場合は再認証監査が必要となるものとします。

- 5.3.32 サプライチェーン認証の継続性を維持するため、再認証監査は、認証の五年目に行われるものとします。不適合事項の処理は、5.3.31に従うものとします。合意された期間内に不適合事項への対処がなされなかった場合、又は認証の期限が切れた場合には、再認証は推奨されないものとします。認証の期限が切れた後、CBは、再監査（再認証）が行われることと前回の不適合事項が終了していることを条件として、六か月以内に認証を回復させることができます。認証書の発効日は、再認証の決定日以降とし、期限は以前の認証サイクルに基づくものとします。

- 5.3.33 各監査時に、CBは、団体がRSPO会員の適正なカテゴリーに属しているかどうかを決定し、売り越しが一切発生していないことを確定させるため、当該企業の年間総量を検証するものとします。

- 5.3.34 搾油工場（独立系搾油工場を含む）が関係する監査に関してのみ、CBは、ある事業所から過剰生産の見込みが伝えられた場合、量の確認のため中間訪問が必要かどうか、評価するものとします。

- 5.3.35 搾油工場（独立系搾油工場を含む）が関係する監査に関してのみ、CBは、生産量が多くなるのが正しいと確認された場合、RSPO ITプラットフォーム経由でRSPO事務局にその情報を提供するものとします。
- 5.3.36 搾油工場（独立系搾油工場を含む）が関係する監査に関してのみ、生産不足が発生した場合、CBは、RSPO事務局に情報を提供するものとし、搾油工場は売り越し量がある場合にはRSPOクレジットの買い戻しにより埋め合わせるものとします。
- 5.3.37 パーム油「微量使用者」（年間1000kg未満のごく少量のアブラヤシ製品を使用している団体）は、CBの査察監査を受ける代わりにリモート監査を受けるものとします。最初の認証審査及び認証更新時の監査は通常通り行われるものとします。「RSPOサプライチェーン認証規格」付属文書5を参照してください。

5.4. 認証機関の移転

- 5.4.1 新CBは、旧CBと公式に意思疎通を図るものとし、旧CBは、適時に新CBと意思疎通を図るものとします。
- 5.4.2 あらゆる不適合事項の詳細を含め、前回監査の報告書が新CBに提供されるものとします。
- 5.4.3 CBの乗り換えは、すべての不適合事項が決着する、またはすべての金融上の義務が果たされるまでは、認められないものとします。
- 5.4.4 証拠書類の見直し後、新しい認証書が新CBから団体に発行されるものとし、前の認証満了日は維持されます。新認証書を発行次第、CBはRSPO ITプラットフォームへ新認証書をアップロードすることでRSPO事務局へ伝えるものとします。

5.5. 証拠書類の公表

- 5.5.1 以下の文書は、請求により、CB及び／又はRSPO事務局から公表されるものとします（また、適用できるウェブサイトですべて入手可能なものとします）：
- a. RSPOサプライチェーン認証書；
 - b. 独立系搾油工場の場合、RSPO監査報告書；
 - c. 異議、苦情及び訴えに関する認証機関の手順。解決メカニズムを含む（CB）；
 - d. 認証された団体の一覧。各認証の範囲の詳細、すなわちどの事業所及び／又は工程が承認されたかを含む（RSPO事務局）

5.6. 利害相反

- 5.6.1 利害相反を特定し管理する手順は、認証機関により設置される特定第三者委員会に関する条項を、組み込むものとします。第三者委員会は、少なくとも三名の外部委員から構成されるものとし、この点に関しCBの業績を正式に見直すため、最低年一回はCBの管理職者も同席した委員会を開催するものとします。
- 5.6.2 CB及び監査チームの構成員は、利害相反にはないとみなされるよう、最低三年間、当該企業若しくは企業グループ、監査対象企業と関係のある協会又はその他の団体からの独立性を保ち続けるものとします。この文脈での独立とは、当該団体内の人たちといかなる家族／個人的関係も持たず、評価対象の団体内若しくは団体により雇用されることがなく、いかなるコンサルタント業務も請け負わず、認証又は検証業務以外にアドバイザー及びガイダンスサービス業務若しくはその他のサービスも提供しないことを意味します。
- 5.6.3. CBは、同一の主任監査員を同一団体の監査に連続して三年以上担当させないものとします。主任監査員がCBを移籍した場合を含みます。
- 5.6.4 CBは、RSPO認証範囲に関して経営アドバイス若しくは社内研修を提供し、又は内部監査若しくはコンサルタントサービスを行ったあらゆる団体、あるいは中立性を脅かす何らかの関係性がある団体には、認証監査又は査察監査を提供しないものとします。ただし、RSPO公認の研修の提供はここには入りません。
- 5.6.5 利害相反委員会の議論、勧告及びそれに続く是正措置の記録は、最低五年間は保存するものとします。
- 5.6.6 CBが従事させているあらゆる人若しくは主体又はCB自体は
- 「RSPOサプライチェーン認証規格」要求事項に照らした認証プロセスに従事するに先立ち、認証プロセスに影響を及ぼしうる、及び／又は利害相反を構成する可能性のある、ありとあらゆる利害を申告するものとします。
 - その独立性又は秘密保持に影響しかねないあらゆる周囲状況又は圧力を、CBの経営幹部に報告するものとします。CBの経営幹部は、RSPO事務局及びCBが選んだ認定機関に、その種のいかなる報告も通知し、その種のいかなる報告も認証プロセスの認証報告書及び依頼人のファイルに入れることを、保証するものとします。
 - 同一依頼人の認証サービス以外のコンサルタントサービスを提供したことがないことをCBが明示できる場合にのみ、依頼人へのサービスに従事するものとします。疑わしい場合は、当該依頼人に関与する前に、RSPO事務局と協議するものとします。
- 5.6.7 CBの手順は、全職員が、利害相反もしくは相反の可能性が明白になった時点で、全ての可能性ある及び実際の利害相反を書面によりCBに開示する契約上の義務を、組み込むものとします。この職員には、認証の決定に寄与するコンサルタントのような下請け

職員も含まれます。注：CBの中立性を脅かす関係性とは、所有権、ガバナンス、経営管理、職員、共有資源、金融、サプライヤーと顧客の関係、契約、マーケティングと販売手数料の支払い、又はその他新規依頼人紹介に関するあらゆる誘因等々に基づくものが考えられます

5.7. 異議苦情の仕組み

- 5.7.1. 手順は、最新のISO/IEC17065改訂版に準拠し、あらゆる関係者が利用できる、認証された団体に関する異議、苦情及び訴えの仕組みを組み込んだものとします。

5.8. 主張の制御

- 5.8.1. 認証監査、査察監査手順及び帳簿ベース主張（BC）監査は、「RSPOマーケットコミュニケーションと主張に関する規則」に詳述の通り、主張の制御に関するRSPO要求事項の遵守を保証するための条項を組み込むものとします。複数のサプライチェーンモデルが並行して使用されている場合は、RSPO認証の持続可能なアブラヤシ製品の使用に関する主張の実例をチェックするものとします。

付属文書 1 : サプライチェーン監査報告

A.1.1 内容要求事項

監査報告書は、複数文書の編纂でも構いません。CBは、サプライチェーン認証報告を準備する際、以下の最低限の内容要求事項を含めるものとします。この報告書は独立系搾油工場を除き非公開とします。

認証された企業の詳細	認証を受けた団体の名称、RSPO会員番号、並びに住所及び団体の認証を求めている又は保有している全事業所。ここには認証プロセスの監督責任がある経営代表者の連絡先詳細を含む。親会社がある場合は、その連絡先詳細も含む。 マルチサイト認証及びグループ認証の場合、ICS機能を遂行する本部及びその他の参加事業所とグループメンバーに関する情報を含む。
認証機関詳細	CBの認証書番号、認可日
要約	不適合事項、是正措置及び不適合事項の終了日を含む、報告書の要約。
認証書詳細	認証書番号、認証有効期限（開始日と終了日）、及び初回認証日
報告の背景	a) 監査人 : <ul style="list-style-type: none">監査人氏名認証の意思決定に関与したCBの経営代表者氏名 b) これまでの監査（当てはまる場合） : <ul style="list-style-type: none">勧告と不適合事項を掲載した、これまでの認証監査とその結果の要約。 c) 往査 : <ul style="list-style-type: none">日付入り行程表視察した主要な品目及び事業所又はグループメンバー質問相手の氏名と属性
範囲	用いているサプライチェーンモデルを含めた、監査範囲の明確な記述。

事業体の経営システム詳細	「RSPOサプライチェーン認証システム」の遵守を保証する、組織システム、経営システム、及び運営システムの明確な記述
認証購入量と認証主張量	<p>企業が確認した過去十二か月間のRSPO認証アブラヤシ製品に含有されているパーム油／パーム核油（カテゴリーは分ける）の推定総量。この記録は、年次査察監査¹（ASA1）の前の期間を除き、十二か月間にわたり購入された総量（投入）と主張された実績又は推定量（産出）で構成されるものとする。</p> <p>RSPO ITプラットフォームを利用している団体については、取引記録が検証されなければならない。</p>

A.1.2 独立系搾油工場用情報要求事項s

独立系搾油工場監査報告書要約版は以下を表形式で含むものとします

- 搾油工場の生産能力（FFB加工という意味で）
- 直近のライセンス年に加工された認証されたアブラヤシ果房（FFB）の記録
- 直近のライセンス年における、認証CSPOと認証CSPKの量
- 直近のライセンス年における、実際に販売された認証CSPOと認証CSPKの量
- 直近のライセンス年における、その他のスキームで実際に販売されたPOとPKの量
- 直近のライセンス年における、通常製品として実際に販売されたPOとPKの量
- 直近のライセンス年における、実際に販売されたCSPOクレジット（該当する場合）
- 新ライセンス年における認証CSPOと認証CSPKの量
- 認証モデル（IP及び／又はMB）

¹ ASA1は認証書発行日から八ないし十二か月の間に実施しなければならないため、この期間は十二か月未満となる。

付属文書 2 : マルチサイト認証

A.2.1 資格基準

- i. マルチサイト認証に含まれる全ての施設は、一つの本部に代表されるものとします。
- ii. 本部は、認証に参加する事業所の資格に関し、明確な規則を文書化し実施するものとします。
- iii. 全参加事業所は、本部と法的及び／又は契約関係にあるものとします。
- iv. マルチサイト認証は、一か国に限定されておらず、国境をまたいだ運用が可能です。

A.2.2 操業基準

- i. 中央管理され文書化された内部統制システム（ICS）が、本部で使用され、監視されるものとします。
- ii. 本部は、全参加事業所がRSPOサプライチェーン認証規格を遵守することを保証する、全面的責任を有した運営責任者を、任命するものとします。内部監査が全参加事業所に対し年次で行われるものとし、本部でその再点検と記録をするものとします。
- iii. マルチサイト認証内の異なる事業体は、似た集まりにグループ化するものとします。主要な集まりは、共通の経営システムで操業するものとし、以下のように分類できます。
 - 精製と混合
 - パーム核圧搾施設
 - 貯蔵と流通
 - 加工（精製後の二次加工含む）
 - 生産（最終製品の最終的製造）
- iv. 各集まりから少なくとも一事業所が、監査サンプルに含まれるものとします。
- v. 本部機能の監査は年一回行われるものとします。

A.2.3 認証書

- i. 遵守の認証書は、認証機関（CB）による監査を完了し、当該システムへの完全な遵守を明示した団体に授与されるものとします。
- ii. 認証書は、本部の名称で発行され、その他の全参加事業所は一覧で掲載されるものとします。
- iii. 参加事業所のサプライチェーンモデルが本部と異なる場合は、そのモデル及び／又は認証範囲

- iv. 認証書の有効期間は五年間で、年次査察監査を受けるものとします。

A.2.4 サンプル監査の公式

- i. 認証監査
参加事業所の総数の平方根（小数点以下切り上げ） 足す本部
- ii. 査察監査
参加事業所の総数の平方根掛ける係数値0.6（小数点以下切り上げ） 足す本部
- iii. 再認証監査
参加事業所の総数の平方根掛ける係数値0.8（小数点以下切り上げ） 足す本部
- iv. CBは、五年間のサイクルのうちに全ての事業所が監査されるようにするものとします。

A.2.5 範囲拡大

既存のマルチサイト認証に事業所を追加するには：

- a. 追加する参加事業所数の平方根（小数点以下切り上げ） 足す本部機能
- b. 追加する事業所の内部監査を、マルチサイト認証への追加前に完了するものとします。
- c. マルチサイト範囲の拡大を既存の査察監査と兼ねる場合、既存の監査要求事項に加えるものとします。（すなわち、これら追加を説明するための追加的監査が必要となるものとします）
- d. 認証済みの単独の事業所がマルチサイト認証に加わった場合、この単独事業所の監査は、次のマルチサイト認証のASAまで必要ありません。

A.2.6 マルチサイトフードサービス会社の監査

- i. 監査には、最初の認証のための本部及び全ての購買施設への往査、査察監査、認証更新が含まれるものとします。本部が中央で全ての購買を厳格な手順により管理している場合、本部のみを事業所訪問により監査し、地域の購買事業所は必要に応じてリモート監査するものとします。
- ii. 上記のA.2.4に掲載された、サンプルの参加事業所を査察監査する監査の公式は、このマルチサイトフードサービス会社には必要ありません。ただし、査察監査期間中、本部への往査中に参加事業所の書類をリモート監査用に抜き取り調査するため、サンプル監査の公式が使用されるものとします。
- iii. CBは、毎年リモート監査中に、どの参加事業所の書類を監査するかを決定するものとします。次に、本部は、サンプルの参加事業所の関連情報及び書類を監査人に提供するように求められます。

A.2.7 一時停止／除外

- i. ある一つの参加事業所で不適合事項があった場合、マルチサイト認証全体の一時停止に繋がります。本部には、その参加事業所をマルチサイト認証から自主的に除外する選択肢があります。
- ii. 当該事業所を復帰させるには、範囲拡大の規則が適用となります。（上記A.2.5項「範囲拡大」を参照してください）

付属文書3：グループ認証

A.3.1 資格基準

- i. グループ認証に含まれる全メンバーは、グループ責任者に代表されるものとします。
- ii. グループ責任者は、認証書へのメンバー参加資格に関し、明確な規則を文書化し実施するものとします。
- iii. 全グループメンバーは、グループ責任者と法的及び／又は契約関係にあるものとします。
- iv. グループ認証は、一か国に限定されておらず、国境をまたいだ運用が可能です。
- v. グループメンバーは以下とします：
 - 別個の法人である
 - アブラヤシ製品の年間使用量が500トンまで
- vi. 微量使用者はグループ構成員の一部となることができます。
- vii. 自身の供給元を持たず、年間5000トン未満のパーム油製品を生産している独立系パーム油搾油工場を除き、パーム油搾油工場はグループに参加することはできません。

A.3.2 操業基準

RSPOサプライチェーン認証システムは、グループ責任者により操業されるものとします。

- i. 中央管理され文書化された内部統制システム（ICS）が、グループ責任者により使用され、監視されるものとします。
- ii. グループ体は、グループ責任者を任命するものとします。グループ責任者は、全グループメンバーがRSPOサプライチェーン認証規格の要求事項を遵守することを保証するための全面的責任を有した、運営責任者です。内部監査がグループメンバーに対し年次で行われるものとし、グループ責任者によりその再点検と記録をするものとします。
- iii. グループ認証内の異なる事業体は、似た集まりにグループ化するものとします。主要な集まりは、共通の経営システムで操業するものとし、以下のように分類できます。
 - 精製と混合
 - 輸送と流通
 - 加工（精製後の二次加工含む）
 - 生産（最終製品の最終的製造）
- iv. 各集まりから少なくとも一事業所が、監査サンプルに含まれるものとします。
- v. グループ責任者の監査は年一回行われるものとします。

A.3.3 認証

- i. 遵守の認証書は、認証機関（CB）による監査を完了し、当該システムへの完全な遵守を明示したグループ体に授与されるものとします。
- ii. 認証書は、グループ体の名称で発行され、その他全グループメンバーは一覧で掲載されるものとします。
- iii. 認証書の有効期間は五年間で、年次査察監査を受けるものとします。

A.3.4 監査公式

グループ責任者初回監査

- i. 申請があり次第、グループ責任者は、グループ制度を実効的に運営することが可能であること、及びグループ制度初年度の最大成長割合がCBとグループ責任者の間で定められていることを保証するために、監査を受けるものとします。
- ii. 初年度中に、グループ責任者はグループメンバーへの内部監査を実施し、CBに提出します。それを受けてCBは、合意された最大数を上限として、新メンバーを認証書に追加します。

グループメンバー初回監査

- i. 十二か月後、CBはグループ制度の監査要求事項を以下のように計算するものとします：
- ii. メンバー総数の平方根（小数点以下切り上げ）足すグループ責任者監査

A.3.5 査察監査

- i. 初年度以降、グループは、年度開始時のメンバー数の最大二倍まで大きくなるのが許されます。二年目の終わり、又は最大増加数に達した時、次の十二か月間の監査サンプルが、以下のように定められます。
- ii. 既存メンバー数の平方根掛ける0.6（認証を取得してから五年目で、従って再認証が必要な時は0.8）（小数点以下切り上げ）足す新メンバー数の平方根（少数点以下切り上げ）足すグループ責任者監査
- iii. このプロセスは、制度のメンバー数が増えた年は毎年繰り返し行います。制度が大きくならなかった、もしくは縮小した年では、サンプル計算は一つだけ要求されます。
- iv. 既存のグループ認証に新メンバーを追加するには：
 - 追加する新メンバー数に監査対象となるグループ責任者を加えた平方根
 - 追加する事業所の内部監査が、グループ認証への追加に先立ち完了しているものとします。
 - グループ責任者は、新事業所の内部監査の証拠を見せなければいけません。

- v. グループ範囲の拡大を既存の査察監査と兼ねる場合、既存の監査要求事項に加えるもの
とします。

A.3.6 一時停止／除外

- a. あるグループメンバーで不適合事項があった場合、グループ認証全体の一時停止に繋が
りえます。グループ責任者には、そのグループメンバーをグループ認証から自主的に除
外する選択肢があります。
- b. 当該メンバーを復帰させるには、範囲拡大の規則が適用となります。（A.3.5項「範囲拡大」
を参照してください）

A.3.7 フードサービス会社のグループ認証

- i. 監査には、最初の認証、査察監査、認証更新中のグループ責任者の往査が含まれるもの
とします。
- ii. 上記のA.3.4に掲載された、サンプルのグループメンバーの事業所の往査を含むサンプル
監査の公式は、このグループ認証フードサービス会社には必要ありません。ただし、査
察監査期間中、グループメンバーのリモート査察を行うためにサンプル監査公式を使用
するものとします。
- iii. CBは、毎年リモート監査中に、どのグループメンバーの書類を監査するかを決定します。

付属文書4：認証書－ひな形

以下のひな型を使用するものとします。重要な情報は容易に読みとれるよう、認証書の中央に配置するか、はっきりと目立つようにするものとします。この周囲を、CBが認証書に入れたい特定のロゴ、配色及び更なる情報のために使用しても構いません。

「RSPOサプライチェーン認証システム」バージョン [年、月] に記述された要求事項に従った監査及び署名済み契約書に基づき、[認証機関名] は、下記に掲載の事業所が「RSPOサプライチェーン認証規格」バージョン [年、月] を遵守していることが判明したことを、ここに認証する。これは、「RSPOサプライチェーン認証システム」に記述されているところのサプライチェーンモデルの一つ以上を使って、RSPO認証アブラヤシ製品加工基準が満たされたことを、保証するものである。

独立系搾油工場の場合、認証書にCSPO及びCSPKの認証量を含めるものとします。

認証された企業名

○△株式会社

マルチサイト認証及びグループ認証の場合、ICS機能を遂行する本部の名称

認証された企業の住所

認証事業所の住所

マルチサイト認証及びグループ認証の場合、ICS機能を遂行する本部の住所

認証された他事業所（二頁参照）

はい/いいえ

マルチサイト認証及びグループ認証の場合、他の参加事業所とグループメンバーを記載

RSPOに登録の親会社（適用可能な場合）

株式会社○△×

RSPO会員番号

12-3456-000-00

評価範囲

RSPO認証パーム油及びパーム核油の購入、派生物への加工、及び市場への販売

認証書開始日

年 月 日

認証書終了日

年 月 日

初回認証日

年 月 日

認証書番号

XYZ-123-456-789

サプライチェーンモデル

同一性保持型（IP）

分離型（SG）

物量収支型（MB）

発行者

認証機関

署名権者名

氏名

正式署名

x x x x

[CB名称] はx x x x についてRSPOサプライチェーン認証供与を認定されました。

本認証書の所有権は [CB名称] に引き続き帰属し、契約書に記載の終結の場合、又は上記データの変更若しくは逸脱の場合、取り消しを可能とします。被許諾者は、上記データのいかなる変更も [CB名称] に直ちに通知することが義務付けられます。署名済み認証書原本のみ有効です。本認証書は [CB名称] に限り発行できます。

付属文書 5 : 帳簿ベース主張 (BC) 監査プロセス要求事項

- A.5.1 帳簿ベース主張 (B&C) の監査は、ある団体が特定の一年間に年間500RSPOクレジットの資格取得レベルを主張した時点で行われるものとします。主張が移転する場合、資格取得レベルである500RSPOクレジットが主張の移転先団体に適用されます。
- A.5.2 一旦資格取得レベルである500RSPOクレジットが主張され終わったら、監査を完了しなかった団体は帳簿ベース主張サプライチェーンモデルに参加できないものとします。
- A.5.3 帳簿ベース主張 (BC) 監査は、リモート監査又は、可能で適切な場合、RSPOサプライチェーン監査若しくはその他往査 (食品安全、品質等々) との組み合わせにより実施されるものとします。
- A.5.4 帳簿ベース主張 (BC) 監査は、団体が使用したアブラヤシ製品の量、帳簿ベース主張サプライチェーンモデルで主張された量、及び団体が行った主張を点検するものとします。監査は、主張が行われてから十二か月以内に行うものとします。
- A.5.5 CB又は監査員は、監査の結果に関する監査報告書を準備するものとします。
- A.5.6 不適合事項が見つかった場合、団体には不適合事項に対処する期間として最大一か月が与えられます。CBは、取られた是正措置及び/又は予防措置の有効性を、提案された是正措置の提出から十四日以内に評価するものとします。不適合事項が最大一か月プラス十四日の時間枠内に満足に対処されない場合、団体は帳簿ベース主張 (BC) サプライチェーンモデルに参加できないものとします。
- A.5.7 監査時に不適合事項が全く見られない場合、又は是正措置計画により指摘された不適合事項への満足いく対処がなされた場合、顧客は帳簿ベース主張 (BC) サプライチェーンモデルへの参加を許諾されるものとします。
- A.5.8 CBは、あらゆる不適合事項が決着してから十四日以内に、又は監査で不適合事項がなかった場合には監査最終日から十四日以内に、certification@rspo.org宛て電子メールでRSPO事務局に監査チェックリストを送付するものとします。

RSPOは2004年に設立された国際的な非営利団体で、信頼できる世界的な規格とステークホルダーの関与を通じて、持続可能なアブラヤシ製品の成長と使用を促進することを目指しています。

www.rspo.org



Roundtable on Sustainable Palm Oil

Unit 13A-1, Level 13A,
Menara Etiqa Bangsar,
No. 3, Jln Bangsar Utama 1,
59000 Kuala Lumpur, Malaysia
T +603 2302 1500
F +603 2302 1543

Other Offices:

Jakarta, Indonesia
London, United Kingdom
Beijing, China
Bogota, Colombia
New York, USA
Zoetermeer, Netherlands

 rspo@rspo.org